

業務仕様書

1 委託業務名

関西圏における期間限定三重県情報発信拠点「三重テラス in 大阪」の設置及び運営等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

3 業務目的

本事業は、2025年大阪・関西万博の好機を生かし、関西圏において三重県全体の認知度向上や県産品の販路拡大、観光誘客につなげる集中的なプロモーションを実施するため、大阪市内に期間限定の情報発信拠点「三重テラス in 大阪」を設置し、「食」や「観光」をはじめとする三重県ならではの魅力を最大限に発信するとともに、関西圏居住者や旅行者等の物産や観光に対する傾向やプロモーション方法による効果を調査・検証することを目的とする。

4 業務内容

本事業において受託者は、下記（1）～（9）の業務を行う。

期間限定三重県情報発信拠点「三重テラス in 大阪」においては、大きく分けて（A）県産品の販売、（B）食体験企画、（C）観光情報の提供、（D）消費者動向調査、（E）広報・PRの5つの業務があり、受託者は、全体の統括及び（B）～（E）を行うこととする。

なお、（A）県産品の販売については、三重県が別途契約している『首都圏営業拠点「三重テラス」第3ステージ運営業務委託（物販・飲食業務）』の受託事業者（以下、三重テラス運営事業者とする）が担うこととし、受託者は、三重テラス運営事業者と県産品の販売に係る契約を締結のうえ、相互連携して本事業を遂行することとする。

（1）全体統括

（A）県産品の販売、（B）食体験企画、（C）観光情報の提供、（D）消費者動向調査、（E）広報・PRの各業務の実施に当たり、県及び三重テラス運営事業者、施設管理者と十分に調整を行い、全体を統括すること。

（2）情報発信拠点の設置・運営

① 設置場所

大阪・関西万博会場へのアクセス上となる下記ア、イの2か所において設置する。

なお、設置に当たっては、受託者が各設置場所の施設使用に係る申込手続き（施設管理者との契約締結、申請等）を行うこと。

ア 阪急梅田2階中央催事店（以下、阪急梅田とする）

住所：大阪府大阪市北区芝田一丁目1番2 阪急大阪梅田駅 2階改札内

※平面図は別紙1を参照すること

イ 新大阪駅2階アルデ新大阪内 アルデひろば（以下、アルデ新大阪とする）

住所：大阪府大阪市淀川区西中島五丁目16番1 新大阪駅 2階改札外

※平面図は別紙2を参照すること

※各設置場所の施設使用料は、固定賃料（最低保証料）と歩合賃料からなり、受託者が、委託料及び三重テラス運営事業者が販売を行う際に受託者に支払う販売手数料（施設使用料の半額程度を想定。ただし、販売手数料は、契約後、三重テラス運営事業者と協議のうえ最終決定する。）から負担することとする。なお、最終的な施設使用料の額は、本委託契約締結後、県及び三重テラス運営事業者、施設管理者と協議のうえ決定するが、見積書には、2か所分の施設使用料として155万円（税抜）を計上すること。ただし、売上実績に基づく実際にかかった施設使用料に応じて減額又は増額の変更契約を行うこととする。

（例）2か所の実際にかかった施設使用料が300万円で、三重テラス運営事業者が受託者に支払う販売手数料が150万円の場合、（委託料155万円＋販売手数料150万円）-300万円＝5万円（税抜）の減額の変更契約を行う。

※各設置場所の施設管理者との金銭授受については、受託者が一括して行い、精算及び必要な手続きを行ったうえで三重テラス運営事業者に売上を受け渡すこととする。（契約及び金銭授受に係る関係図については別紙3を参照すること）

② 設置期間

阪急梅田：令和6年10月9日（水）～10月15日（火）の7日間

※搬入・設営は10月8日（火）13時から9日（水）12時まで実施。

撤去・搬出は10月15日（火）20時から16日（水）12時まで実施。ただし、什器の搬入・設営は10月7日（月）阪急大阪梅田駅終電後、撤去・搬出は10月15日（火）同終電後の夜間に実施。

アルデ新大阪：令和6年10月17日（木）から10月29日（火）の13日間

※搬入・設営は10月16日（水）12時から21時まで実施。

撤去・搬出は10月29日（火）20時から24時まで実施。

③ 営業時間

阪急梅田：原則、11時から22時までとする。

※10月9日（水）は16時から22時、10月15日（火）は11時から20時まで

アルデ新大阪：原則、10時30分から20時30分までとする。

※10月29日（火）は10時30分から20時まで

※施設利用可能時間は、別途、県及び施設管理者の指示に従うこと。

④ 主なターゲット設定

阪急梅田：関西圏居住者

アルデ新大阪：国内旅行者、インバウンド

⑤ 訴求方針

阪急梅田：代表的な県産品や観光情報だけでなく、目新しい県産品や観光情報などで訴求し、三重県への再訪を促すプロモーション

アルデ新大阪：代表的な県産品や観光情報などで訴求し、三重県の認知度向上につなげるプロモーション（インバウンドには、県産品販売や体験よりも特に「三重」を認知してもらう情報提供に重点を置くこと。）

※令和5年度の検証結果及び令和6年度方針については、別紙4を参照すること。

⑥ 店舗機能

設置場所ごとに、三重県の魅力を効果的に発信できるようなテーマを設定のうえ、下記ア～ウの店舗機能について、企画提案すること。

また、提案にあたっては、設置場所の特性やターゲット設定、訴求方針をふまえた内容とすること。

なお、店舗機能のすべての内容について、県及び三重テラス運営事業者、施設管理者と協議し、同意を得たうえで実施すること。

ア 県産品販売

- ・ 県産品販売に係るレジ対応や商品管理（発注、仕入、陳列、補充等）については、三重テラス運営事業者が対応するが、来店者対応（県産品の情報提供、誘導等）は本委託業務の範囲内とする。
- ・ 上記県産品の情報提供に係るスタッフについては、三重テラス運営事業者から招聘することとし、当該スタッフの配置に係る報償費・宿泊費・交通

費（設営・撤去日を含む）は委託料から負担することとする。なお、人数については、1日あたり3人を想定しているが、県及び三重テラス運営事業者と協議のうえ最終決定する。（報償費：一人当たり15,000円/日、宿泊費：一人当たり10,000円/日、交通費実費（往復）：一人当たり9,000円を想定）

- ・ 県産品の販売に伴う決済手数料、集配金・入金システム利用料、釣銭準備手数料は、三重テラス運営事業者が負担するが、商品保管庫使用料やロッカー使用料その他各設置場所の設備利用にかかる費用の一切は委託料から負担すること。
- ・ 受託者と三重テラス運営事業者の費用負担・役割の整理については別紙5を参照すること。ただし、この表に定めのない事由が発生した場合は、都度県及び三重テラス運営事業者と協議のうえ決定することとする。
- ・ 三重県の県産品の魅力を十分に発信できる商品の選定に係る考え方を提案すること。
- ・ 商品については、地域バランスを考慮しながら、常温品に限らず冷蔵・冷凍品も選定することとし、阪急梅田では250から300品程度を、アルデ新大阪では150から200品を取り扱うことを予定しており、商品選定に当たっては、県及び三重テラス運営事業者、施設管理者と協議し決定する。

イ 「三重の食」体験企画

- ・ 「三重の食」を短時間で手軽に楽しめる体験企画を実施すること。
- ・ 三重県産原料を使用（一部使用も可）、又は、三重県内で加工されているものを使用すること。
- ・ 体験を通して県産品の購買意欲や三重県への観光意欲を向上させる企画内容とすること。
- ・ アの県産品販売と連動する企画とすること。
- ・ 阪急梅田においては、お酒の試飲等、飲酒を伴う取組を実施できないため、留意すること。
- ・ アルデ新大阪においては、煙が発生する火器や調理器具が使用できないため留意すること。
- ・ アルデ新大阪においては、飲食店営業等に係る営業許可を取得していないため、受託者は、提案内容に基づき、必要に応じて保健所等へ許可・申請の手続きを行うこと。
- ・ 両施設においては、マイクを使用するなど騒音につながる取組を実施できな

いため、留意すること。

ウ 観光情報の提供

- ・多様な手法を用いて効果的に三重県の観光情報を提供すること。
- ・店舗内にディスプレイ等を設置し、営業時間中に県が用意するプロモーション映像等を流すこと。
- ・来店者の三重県への関心を高め、観光意欲を向上させる取組を行うこと。
(例) 三重県内の施設で使えるチケットや県産品等が当たる抽選会の実施や、県産品で作ったノベルティの配布 など
- ・アルデ新大阪においては、来店者にあわせて観光情報を丁寧に提供できるスタッフを1名以上配置するとともに、インバウンドに対し、観光情報を丁寧に提供できる多言語対応（英語を基本とする）スタッフを1名以上配置すること。

⑦ 店舗レイアウトの設計・設営・撤去

下記ア～ウについて、上記⑥の店舗機能が十分に発揮されるよう、設置場所ごとに効果的なレイアウトの設計を提案すること。ただし、実際の設営に当たっては県及び施設管理者、三重テラス運営事業者と協議し、同意を得るものとする。

また、上記⑥の店舗機能の実現や業務の遂行に必要な備品・什器については、受託者が賃借等により調達することとし、発注する際は、その内容について県及び三重テラス運営事業者、施設管理者と事前に協議すること。

なお、店舗内装、店内ポップ、チラシといった装飾等については、「三重テラス」のロゴマークを使用するなど統一感を持ったデザインとし、作成する装飾のデザインや内容等は、県及び三重テラス運営事業者、施設管理者と調整を行うこと。

店舗の設営・撤去に当たっては、施設管理者の指示に従い、定められた時刻までに適切に実施すること。

ア 店内

- ・入店から退店までの来店者の動線に配慮し、効率的にスペースを使用すること。
- ・三重県らしさを感じられる装飾や什器を設置すること。
- ・商品や体験企画について、ポップ、パネル等で価格やキャプション等をわかりやすく掲示すること。
- ・各設置場所における県産品販売で想定している商品数を陳列できる設計と

すること。

- ・什器下段には、商品のストックを収納できるようにするなどの工夫を行うこと。
- ・パンフレットを設置可能なラック等を用意すること。
- ・アルデ新大阪においては、レジデータ（性別・年代・日ごと売上・総売上・日ごと客数・総客数・商品ごとの売上・商品ごとの売上数）の抽出が可能なレジを三重テラス運営事業者と協議のうえ別途手配すること。
- ・アルデ新大阪においては、インバウンドをターゲットとしていることから、ポップやパネル等の装飾や掲示物等については、英語を基本とした外国語表記をつけること。
- ・アルデ新大阪においては、県や県内市町の職員等が、観光案内やパンフレット配布等を行えるスペースを確保すること。 ※同時滞在4人を想定

イ 店頭

- ・一目で三重県の出店であることが分かるよう、通行者の目を引く三重県らしい店頭デザイン及び看板とすること。
- ・外部への見え方を考慮しながら、店内の雰囲気が伝わり、入店しやすい外観とすること。

ウ バックヤード

- ・阪急梅田については、バックヤードと別に、6 m²・13.5 m²の2つの倉庫が使用可能となっている。バックヤード及び貸与される倉庫だけで商品ストック等を保管できるスペースが不足する場合は、別途確保すること。
※別途確保する場合は、搬入・設営日から撤去・搬出日までの期間確保すること。
※バックヤードには備付の冷蔵庫及び冷凍庫があるが、倉庫を使用する場合は、必要に応じて冷蔵庫及び冷凍庫を手配すること。なお、13.5 m²の倉庫には、冷蔵庫及び冷凍庫を設置できないため留意すること。
- ・アルデ新大阪については、ロッカーの貸出（1扉当たり月額2,000円 ※日割り可）があるため、必要に応じて使用すること。
- ・アルデ新大阪については、下記の商品保管庫の貸出があるが、他店が利用しているなどで確保できなかった場合や商品ストック等を保管できるスペースが不足する場合は、別途確保すること。

1階エレベーター横倉庫（4.67 m²）月額21,015円

2階休憩室横倉庫（4 m²）月額11,200円

※日割り可

※搬入・設営日から撤去・搬出日までの期間確保すること。

※商品保管用の冷蔵庫、冷凍庫は別途手配すること。

⑧ 商品等仮置き倉庫の手配・仮置き倉庫から店舗設置場所への運搬

設置期間前及び設置期間後に商品を仮置きする商品保管庫や倉庫等を下記のとおり手配すること。なお、商品保管庫や倉庫等の広さや期間は商品選定の結果をふまえ、県及び三重テラス運営事業者と協議のうえ最終決定する。

また、受託者が、搬入・設営日までに商品仮置き倉庫から各設置場所まで仮置きしている商品を運搬するとともに、撤去日に商品を各設置場所から商品仮置き倉庫まで運搬すること。なお、運搬する際には、県が所有するもので、運営上必要な物品等も併せて運搬すること。

- ・常温品をストックできる倉庫（倉庫のうちの1区画も可）。広さは、100サイズ段ボール箱70箱程度を同時に置ける程度であること。
- ・冷蔵品、冷凍品をストックできる倉庫（倉庫のうちの1区画も可）。広さは、100サイズ段ボール箱40箱を同時に置ける程度であること。
- ・手配する倉庫は搬入・設営日の前日から搬入・設営日まで、撤去・搬出日から撤去・搬出日翌日までの各期間手配すること。

⑨ 運営業務

運営業務については、下記ア～コに留意のうえ、(2) ⑥店舗機能ア～ウ及び(3) 消費者動向調査、並びに来店者対応を円滑に実施できる体制をとること。

ア 店舗の運営及び維持管理に必要な店舗スタッフを配置すること。なお、スタッフは上記⑥の店舗機能の内容について説明及び案内ができることとし、来店者と十分にコミュニケーションが取れる人材を配置すること。

イ 期間中、店舗に管理責任者を設置し、常駐させること。

ウ アルデ新大阪については、インバウンドをターゲットとして設定していることから、英語を基本とする外国語対応ができるスタッフを1名以上配置すること。なお、本スタッフについては、上記⑥ウ観光情報の提供に係るスタッフと兼ねることも可とし、⑥イ「三重の食」体験企画や(3) 消費者動向調査におけるインバウンド対応を行うほか、⑥ア県産品販売のインバウンド対応のフォローも行うこととする。

エ 商品の試飲・試食に必要な商品購入等の費用は受託者の負担とする。

オ 管理責任者は、店舗内すべての衛生・維持管理を行うこと。

カ 営業時間終了後の店舗の閉店作業方法については、施設管理者の指示を受けること。

キ 店舗運営に当たり法令等に基づき資格が必要な場合は、資格を有するスタッフを配置すること。

ク 業務マニュアル（トラブル対応を含む）を作成し、店舗スタッフに順守させること。

ケ トラブル発生時等の緊急連絡網を作成するなど、緊急時の連絡体制を構築し、確実に実行すること。

コ 新型コロナウイルス感染症対策については、施設管理者及び県の方針に従うこと。

(3) 消費者動向調査

関西圏における効果的なプロモーション方法の検討を行うため、情報発信拠点の設置期間中、来店者（外国人を含む）に対し、各設置場所において、本事業に係る消費者動向調査を行う。なお、調査内容や調査方法等については、県と協議し、同意を得ること。

① 調査内容

- ・本事業に関する意見・感想や、県産品の購入意欲、三重県への観光意欲、情報発信に係るニーズ、来店者属性等について調査すること。なお、アンケートを実施する場合の質問項目数の目安は10問程度とする。
- ・レジデータ（売上データ）を集計すること。
- ・大阪・関西万博に向け、三重県が関西圏で認知度向上や県産品の販路拡大、観光誘客等を図るプロモーションを実施していくうえで必要と考える調査内容がある場合は提案すること。

② 調査方法

- ・来店者アンケート、来店者への聞き取り、レジデータによる調査・分析を基本とするが、この他に効果的な方法がある場合は提案すること。
- ・回答数を増やすための取組をすること。
- ・外国人向けアンケートについては、英語での作成を基本とするが、可能な限り多言語対応とすること。
- ・食体験企画の参加者が店内での県産品購入に繋がったか調査・分析すること。

③ 調査結果

実施した調査・集計について、設置場所ごとに分析し、集計データとともに県に報告すること。

ア 各報告書は、紙ベース（原則 A4 版）を 1 部及び電子データ（Microsoft Word、Excel、PowerPoint のいずれかの形式）とする。

イ 県に報告した調査及び分析の結果は、三重県に帰属するものとする。

（４）広報・PR

設置前から設置期間中を通し、設置場所周辺及びインターネット上等において、店舗への誘客を図るための PR を行うこと。なお、プロモーション動画等の素材は県から提供するが、三重県の魅力が伝わり、店舗に足を運んでみたくなるような広報の手段及び内容を提案すること。

また、PR に係る広報物の内容やデザイン、数量等については、県及び三重テラス運営事業者、施設管理者と協議のうえ決定するものとする。なお、各設置場所の付近に設置されているデジタルサイネージ、ビジョンに県及び施設管理者と協議のうえ、サイネージ広告を掲出すること。（駅管理側の都合により掲出できない場合を除く。）

（５）成果目標の設定

本事業実施後の県産品の販路拡大、三重県への観光誘客などの波及効果を考慮し、業務目的及び内容と連動した成果目標を提案すること。

（６）各種申請手続き

本事業の運営において必要な官公庁等への各種手続きを行うこと。なお、申請に際し手数料が必要な場合、その費用は委託料に含むものとする。

（７）損害保険、損害賠償について

- ① 業務期間中に発生した対人事故、対物事故についての補償を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含むものとする。
- ② 受託者が、故意または過失により店舗、備品等を損傷し、または滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。
- ③ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（８）実施スケジュール等の提出

受託者は、契約締結後速やかに県と協議のうえ、仕様書に基づいて委託業務の具体的なスケジュールを作成し、提出すること。また、店舗運営に関わるスタッフについて、業務従事者届（様式 1）により県に報告し、資格が必要となるスタッフを配置する場合は、資格証明書のコピーを添付すること。

（９）業務日報及び実績報告書、各種記録の作成・提出

- ① 設置期間中、業務日報を作成し、翌日開店時間までに県に提出すること。

なお、業務日報の様式については、県と協議するものとする。

- ② 業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、各設置期間終了後2週間をめぐりに、速報版の実績報告書を提出することとし、確定版の実績報告書は12月26日（木）までに、県へ提出すること。また、当該報告書の電子データを保存したメディア（DVD等）を県に提出し、県の検査を受けること。なお、実績報告書の内容については、県と協議するものとする。
- ③ 設置期間中の会場風景等について、記録写真の撮影を行い、業務完了後、電子データ（JPG、PNG等の画像形式）を保存したメディア（DVD等）を県に提出すること。
- ④ 本事業が取り上げられた報道の記録を行い、電子データで県に提出すること。なお、データ形式は都度県と協議のうえ決定するものとする。

5 受託上の留意点

- (1) 提案書に基づく委託業務の実施に当たっては、県に協議をして同意を得たうえで進めること。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、県及び施設管理者と十分に協議し、その指示及び監督に従うこと。また、社会状況に変化があった場合は、実施内容について、県及び施設管理者と協議のうえ実施することとする。
- (3) 委託業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 県が天災等により、事業の中止又は縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、県は、実際に要した経費をもとに受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
- (7) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県及び受託者は速やかに協議を行うものとする。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他特記事項

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 県に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町1-3番地

三重県雇用経済部県産品振興課営業推進班

Tel : 059-224-2386 FAX : 059-224-3024 E-mail : eigyo@pref.mie.lg.jp

担当 : 濱中、竹川

様式1

令和 年 月 日

三重県知事 へ

住所（所在地）：

商号又は名称：

（フリガナ）

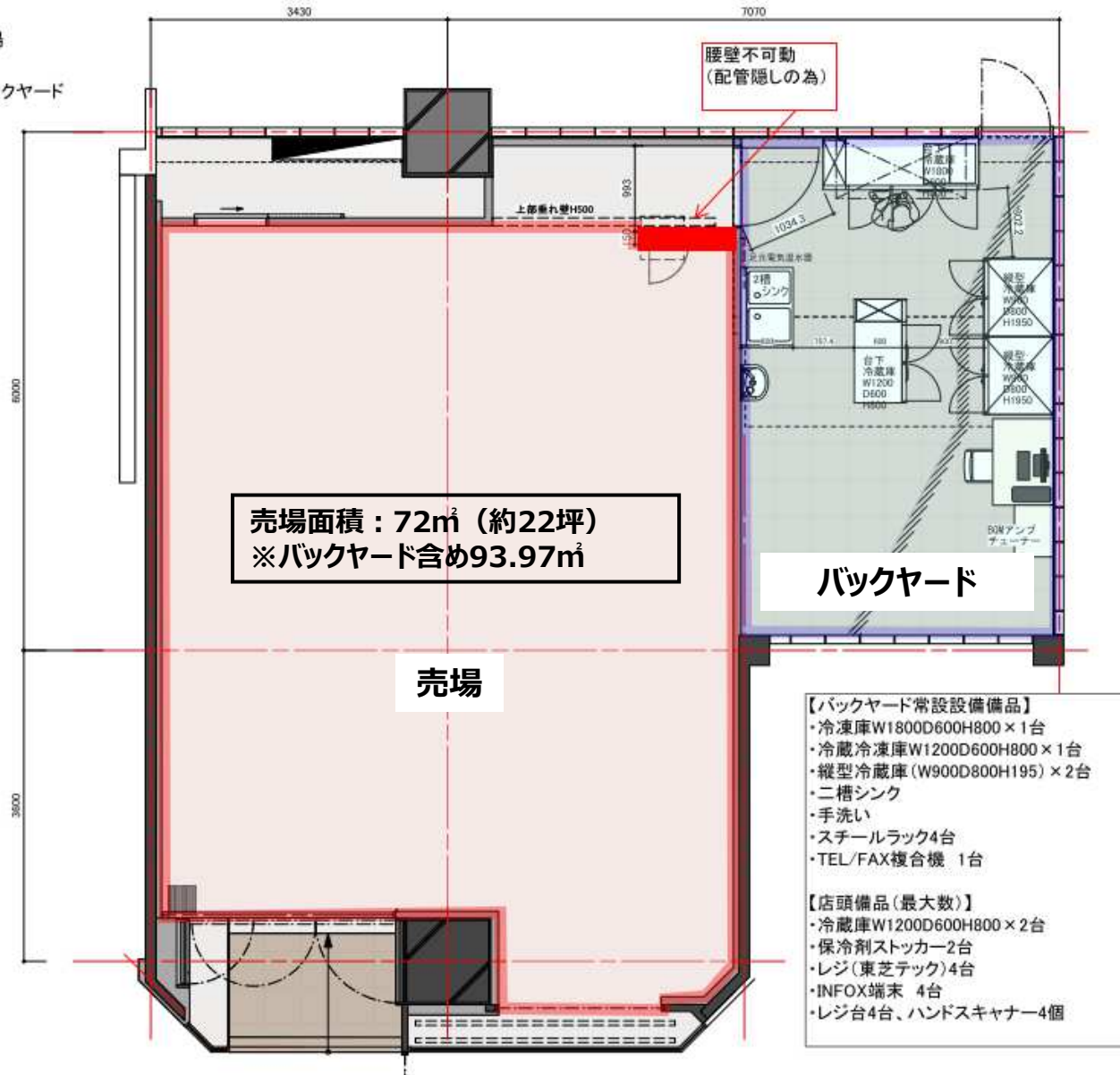
代表職氏名：

業務従事者届

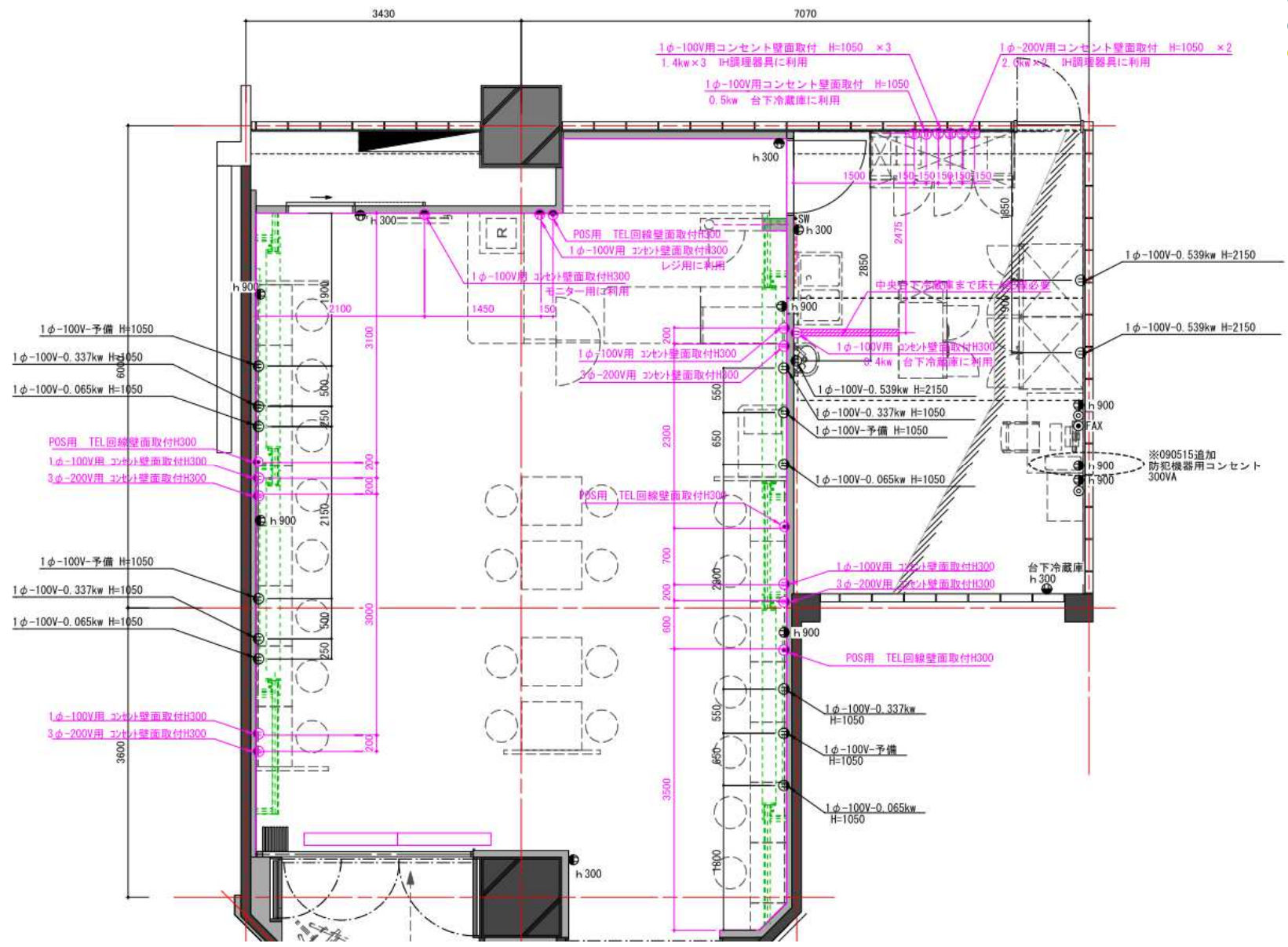
関西圏における期間限定三重県情報発信拠点「三重テラス in 大阪」の設置及び運営等業務委託の業務仕様書の規定に基づき、以下のとおり業務従事者を届け出ます。

氏名	従事期間	資格	備考
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		

店舗平面図

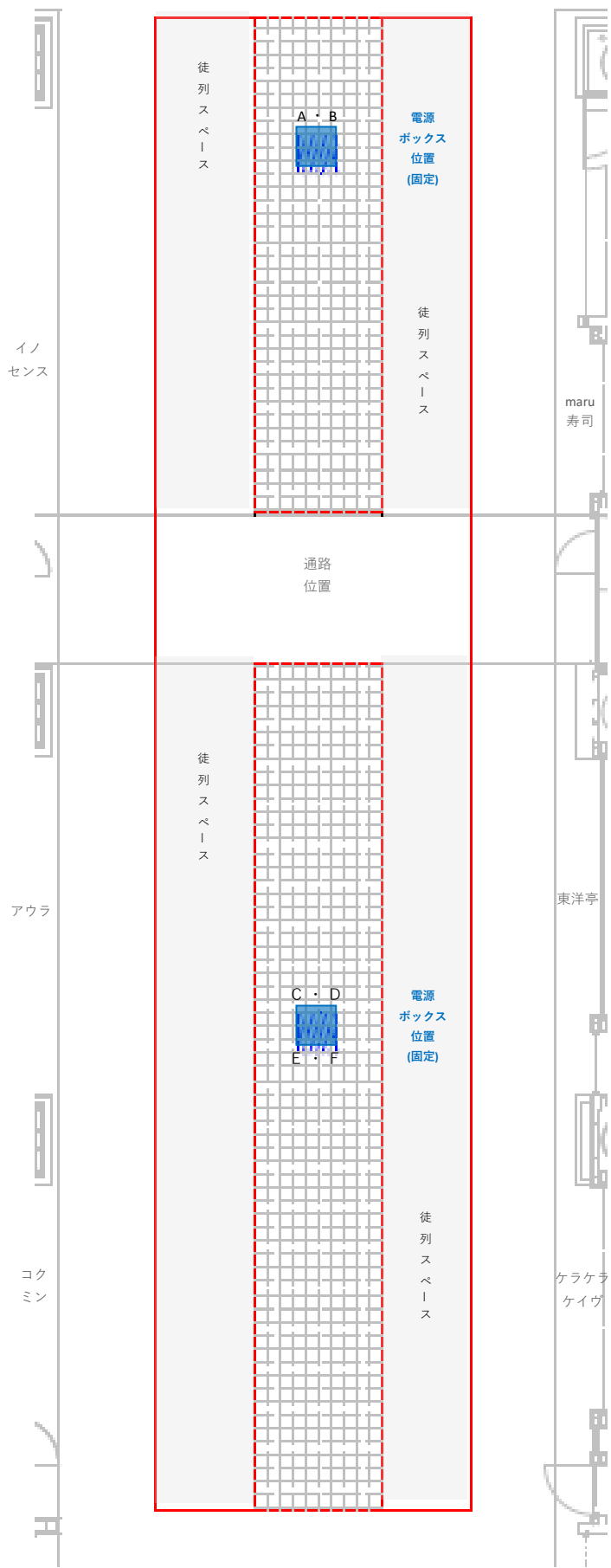


店舗コンセント図

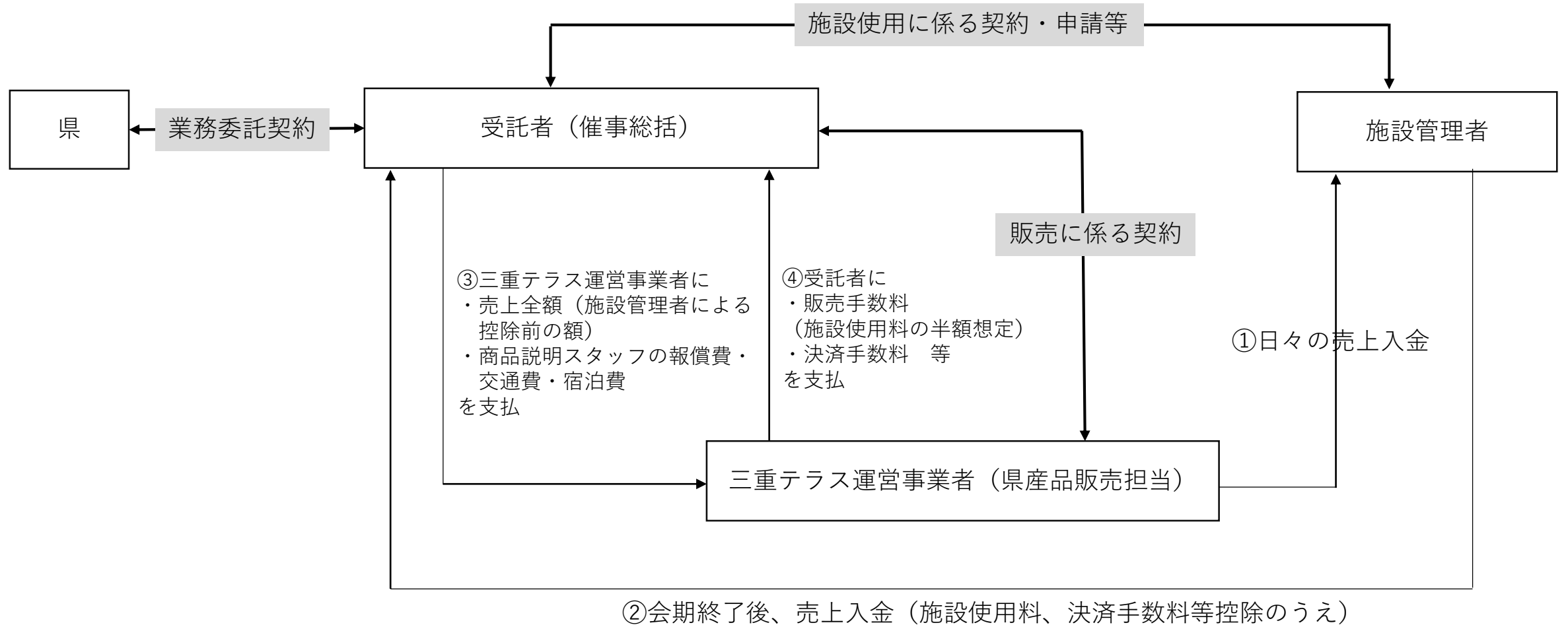


アルデひろば

1マス
250mm



- 貸与品
- ・キャッシュレス決済端末機
 - ・貴重品保管庫



「三重テラス in 大阪」令和5年度の検証結果及び令和6年度の方向性について

I 令和5年度の実施内容と検証結果

(1) 道頓堀

【期間】11月17日(金)～30日(木) 【場所】カフェ機能を備えた観光案内所

【ターゲット】インバウンド

【実施内容】県産食材を使用したフードメニューの販売、県産品販売、伊勢和紙ワークショップ、伊賀忍者撮影会、かつお節と酒のトーク・試食試飲、観光案内、フォトスポットの設置など

【来場者数】1,270人(想定:900人)

【三重の魅力体験者数】1,128人(想定:1,650人) ※延べ人数

※三重の魅力体験者数…県産品の購入、県産食材の飲食、体験イベントへの参加など、「三重テラス in 大阪」の利用により、三重の魅力を体験していただいた人数。



■主な検証結果

- ・インバウンドは、三重に対する前知識が全くなく、県産品購入や体験参加にもあまり関心を示さなかったことから、まずは三重を認知してもらうPRが必要である。
- ・道頓堀は多くの人流が見込めるものの、訪れる人は道頓堀以外の情報には関心がないため、場所の特性に応じた方法で、短時間で体験できるPRが適している。

(2) 梅田

【期間】1月12日(金)～1月28日(日) 【場所】ホワイトティうめだ(梅田駅直結地下街)

【ターゲット】関西圏居住者

【実施内容】県産品販売、伊勢茶の試飲、伊賀忍者ショー、かつお節削り実演・体験ミジュマル撮影会、福引抽選会、観光情報発信(パンフレット配架・配布)など

【来場者数】2,632人(想定:1,400人)

【三重の魅力体験者数】2,269人(想定:1,400人) ※延べ人数



■主な検証結果

- ・関西圏居住者は、三重に対する情報やイメージが既にあるものの、最後に行ったのが4～5年前など前回の訪問から間が空いている方も散見されたことから、新しいものや情報を提供し、再訪を促すPRが必要。
- ・ステージイベントは店舗への誘導に効果があり、物販とイベントの組み合わせは効果が高い。

2 令和6年度の方向性

ターゲット	実施内容	場所	時期
国内旅行者 (新規ターゲット) ※万博来場想定 約910万人	三重に対する認知を高める PR ・ <u>代表的な県産品、手土産品などの展示販売</u> ・ <u>短時間で手軽な飲食体験</u> ・ <u>代表的な観光地やアクセス等の情報を丁寧に提供できるスタッフを配置</u>	アルデ新大阪内 アルデひろば (<u>新大阪駅改札外</u>)	10月 各1~2 週間 程度 ※万博会期 (R7.4.13- 10.13)と 同時期
インバウンド (継続ターゲット) ※万博来場想定 約350万人	三重に対する認知を高める PR ・ <u>代表的な観光地やアクセス等の情報を丁寧に提供できる外国語対応スタッフを配置</u> ・ <u>「忍者」などインバウンドにも認知度の高いコンテンツで訴求</u>	※万博会場までの シャトルバスの発着地 ※旅行者等の交通結節点	
関西圏居住者 (継続ターゲット) ※万博来場想定 約1,560万人	前回の訪問から間が空いている関西圏居住者に再訪を促す PR ・ <u>目新しい県産品、日常で楽しめる食品などの展示販売</u> ・ <u>短時間で手軽な飲食体験</u> ・ <u>目新しい観光地の情報発信</u>	阪急梅田2階 中央催事店 (<u>阪急大阪梅田駅改札内</u>) ※万博会場までの アクセス上 ※大阪近隣居住者の 交通結節点	

※万博来場想定数は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が定める「2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)基本計画」より引用

費用負担・役割分担整理

	受託者	三重テラス運営事業者
役割	全体統括、食体験企画の実施、観光情報の提供、消費者動向調査の実施、広報・PRの実施、来店者対応（県産品の情報提供を含む）	県産品販売の運営

阪急梅田2階中央催事店		
施設使用契約	受託者が施設管理者と契約。	-
施設使用料	受託者が委託料及び三重テラス運営事業者から支払われる販売手数料から負担。	-
県産品販売に係る販売手数料	-	受託者に施設使用料の半額程度の販売手数料を支払う。
決済手数料	-	三重テラス運営事業者が負担。
釣銭準備	-	三重テラス運営事業者が負担。
商品発注、仕入、補充	-	三重テラス運営事業者が実施。
県産品販売スタッフ	商品説明できるスタッフとして三重テラス運営事業者スタッフを招聘し、報償費・宿泊費・交通費を負担。	レジ管理可能なスタッフ（自社）を配置。
「三重の食」体験企画	受託者が実施。	-
観光情報の提供	受託者が実施。	-
消費者動向調査	受託者が実施。	-
商品保管庫	施設貸出の倉庫及びバックヤードを使用。 ※スペースが不足する場合は、別途手配すること。	-
商品仮置き倉庫	設営・撤去の前後に商品を仮置きする倉庫等を手配。	-
備品・什器・装飾	本事業の運営に必要な備品・什器・装飾は委託事業者がすべて手配。	-
販促グッズ	商品ポップ等含め運営に必要な販促グッズは受託者が手配。	-
設営	受託者が実施。	県産品販売に係る商品陳列を実施。
撤去	受託者が実施。	県産品販売に係る商品の返送対応についてのみ実施。
運搬	受託者が実施。	-
広報・PR	受託者が実施。	-
必要な許可・届出	-	県産品販売で必要な許可・届出を実施。

アルデ新大阪		
施設使用契約	受託者が施設管理者と契約。	-
施設使用料	受託者が委託料及び三重テラス運営事業者から支払われる販売手数料から負担。	-
県産品販売に係る販売手数料	-	受託者に施設使用料の半額程度の販売手数料を支払う。
決済手数料	-	三重テラス運営事業者が負担。
釣銭準備	-	三重テラス運営事業者が負担。
商品発注、仕入、補充	-	三重テラス運営事業者が実施。
県産品販売スタッフ	商品説明できるスタッフとして三重テラス運営事業者スタッフを招聘し、報償費・宿泊費・交通費を負担。	レジ管理可能なスタッフ（自社）を配置。
「三重の食」体験企画	受託者が実施。	-
観光情報の提供	受託者が実施	-
消費者動向調査	受託者が実施。	-
商品保管庫	本事業に必要な商品保管庫を手配。 1 F 21,015円/月、2 F 11,200円/月 日割り可 ※上記が借用できない場合やスペースが不足する場合は別途手配すること。	-
商品仮置き倉庫	設営・撤去の前後に商品を仮置きする倉庫等を手配。	-
ロッカー	本事業に必要なロッカーを委託料から支出。 1扉当たり2,000円/月（日割り可）	-
備品・什器・装飾	本事業の運営に必要な備品・什器・装飾は受託者がすべて手配。	-
販促グッズ	商品ポップ等含め運営に必要な販促グッズは受託者が手配。	-
設営	受託者が実施。	県産品販売に係る商品陳列を実施。
撤去	受託者が実施。	県産品販売に係る商品の返送対応についてのみ実施。
運搬	受託者が実施。	-
広報・PR	受託者が実施。	-
必要な許可・届出	食体験（県産品の試食試飲を含む）で必要な許可・届出を実施。	県産品販売で必要な許可・届出を実施。